

地球温暖化対策計画書等の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第8条第2項及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第5条の2の規定による地球温暖化対策計画書、排出状況報告書、中間報告書及び結果報告書（以下「計画書等」という。）の内容の公表並びに条例第8条の2第3項及び規則第5条の3第3項の規定による評価の内容の公表に関し、公表の形式を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業者ごとの公表)

第3条 知事は、温室効果ガス排出事業者（以下「事業者」という。）から提出された計画書等の内容につき、規則及び東京都地球温暖化対策指針（平成17年東京都告示第600号。以下「指針」という。）により事業者が公表するものとされている事項について、事業者ごとに、指針に規定する計画書等の様式の形式で公表する。

(一覧表形式の公表)

第4条 知事は、事業者から提出された計画書等の内容につき、次の表の左欄に掲げる事項を、当該右欄に掲げる計画書等から抽出又は算出し、当該事項のすべてを全事業所について並べた一覧表の形式で公表する。

地球温暖化対策事業者等の概要に係る次の事項 一 事業者等の氏名 二 事業所の名称 三 事業所の所在地（区市町村の名称に限る。） 四 事業所の種類（主たる用途） 五 地球温暖化対策の推進体制におけるテクニカルアドバイザーの選任の有無	計画書等のうち、最も後に提出されたもの
温室効果ガスの総基準排出量（合計） 工場・事業場の設備等に係る次の事項 一 温室効果ガスの基準排出量（合計） 二 計画削減率 三 目標削減率 四 基準年度中に完了した目標対策に相当するものの実施による削減率 五 目標削減率と基準年度中に完了した目標対策に相当するものの実施による削減率の合計	計画書
工場・事業場の設備等に係る次の事項 一 前年度末における実績削減率 二 前年度末における実績削減率（目標対策分）	排出状況報告書、中間報告書及び結果報告書のうち、最も後に提出されたもの
計画期間の各年度における温室効果ガスの総排出量（合計）	排出状況報告書、中間報告書及び結果報告書

(非公表事項)

第5条 第3条及び前条の規定にかかわらず、規則第5条第2項及び第5条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は公表しない。

一 事業者が、経営に関する事項その他公表することにより事業者の競争上又は事業運営

上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項（以下「非公表事項」という。）として公表しないことを請求した場合であって、その請求が妥当と認められる事項（請求した事業者に限る。）

- 二 知事が、前号の請求の内容又は社会状況を考慮して、非公表事項として公表しないことが妥当と認める事項

（評価の公表）

第6条 知事は、地球温暖化対策計画書の評価につき、指針に基づき優良であると認められた事業所について、当該評価の内容及び第4条の表に掲げる事項のうち地球温暖化対策計画書に係る事項を並べた一覧表の形式で公表する。

- 2 前項の規定は中間報告書及び結果報告書の評価につき準用する。

（公表の方法）

第7条 第3条、第4条及び前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- 一 環境局都市地球環境部環境配慮事業課における閲覧又は配布
- 二 環境局ホームページへの掲載

（公表の期限）

第8条 第3条、第4条及び第6条の規定による公表は、結果報告書が提出された年度の3月末日まで行う。ただし、計画を中止した事業者にあつては、結果報告書が提出された日の翌日から起算して180日を経過した日まで行う。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。